

農業者の皆さん「労災保険」の特別加入制度をご存知ですか？

労災保険は、本来、労働者の負傷、疾病、障害、死亡などに対して保険給付を行う制度ですが、強制加入義務のない農業者の方も、一定の要件のもとに特別加入という形で任意加入できます。

このような方が特別加入制度の対象になります。



(1) 特定農作業従事者

年間農業生産物総販売額 300 万円以上または、経営耕地面積 2%以上の規模の方で、次に示す農作業に従事している方。

- ①トラクター等の動力により駆動する機械を使用する作業②2m以上の高所での作業③サイロ、むろ等の酸欠危険場所での作業④農薬散布⑤牛、馬、豚に接触し、または接触する恐れのある作業

一定の経営規模以上の方が加入できます



(2) 指定農業機械作業従事者

自営農業者（兼業農家を含む）の方で、次に指定された機械を使用し農作業を行う方。

- ①動力耕うん機その他の農業用トラクター②動力溝堀機③自走式田植機④自走式防除用機械⑤自走式動力刈取機、自走式収穫用機械⑥トラック、自走式運搬用機械⑦動力脱穀機や動力草刈機などの定置式または携帯式機械⑧無人ヘリコプター（農業用途）

経営規模にかかわらず加入できます！



(3) 中小事業主等

雇用のある農業経営者で年間100日以上労働者を使用することが見込まれる事業主および労働者以外でその事業に従事する方（事業主の家族従事者など）

加入には一定の要件があります！

※(1)、(2)、(3)は重複して加入することはできません。

給付種類の一例です。

療養補償給付（けがの治療）、休業補償給付のほか障害給付や遺族給付、葬祭給付などがあります。

※給付については、**加入範囲内で労災認定される必要**があります。農作業を行う全ての行為が対象となるわけではありません。（労災認定は一関労働基準監督署が行います）

年間保険料は下記の金額です。（H30.1月現在、給付基礎日額 5,000円の例）

加入区分	特定農作業	指定農業機械	中小事業主等
保険料額	16,425円	5,475円	23,725円

※事務手数料別途

詳しい内容・お問い合わせは、お近くのJA各営農経済センター、またはJA営農振興課まで

JA版農業電子図書館を使ってみませんか

JA版農業電子図書館は、現在、全国400以上のJAで稼働している実績と信用のあるシステムです。もともとは、営農指導担当者が不在でも相談に対応できるように「操作が簡単で判りやすい端末」として開発されました。最近では、園芸課の営農指導担当者がタブレット等の携帯端末から現地で活用するなど利用方法が広がっています。当JAの各営農経済センターに設置されていますのでぜひご利用ください。

農業電子図書館

病気・害虫

雑草

農薬

生産の情報
栽培・農産加工など

くらしの情報
料理・健康の知恵

JAからのお知らせ

お天気

使い方

知りたい項目に
ポーンとタッチ
してください！

その他にも市況や生産部会情報、気象情報なども見ることができます。個人での利用会員（有料）も募集しております。詳しくはJA各営農経済センターまでお問い合わせください。